新潟市民病院財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年１０月１日

新潟市病院事業管理者　五十嵐　修一

新潟市民病院管理規程第１４号

新潟市民病院財務規程の一部を改正する規程

新潟市民病院財務規程（平成２０年新潟市民病院管理規程第２３号）の一部を次のように改正する。

第２７条第３項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金又は」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は」に改める。

第１４１条中「地方公営企業法施行規則」の次に「（昭和２７年総理府令第７３号）」を加え、「規程により」を「規定により」に改める。

附　則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。